



2024年1月22日

各 位

インフラファンド発行者名  
エネクス・インフラ投資法人  
代表者名 執行役員 松塚 啓一  
(コード番号 9286)

管理会社名  
エネクス・アセットマネジメント株式会社  
代表者名 代表取締役社長 松塚 啓一  
問合せ先 取締役兼財務経理部長 進 裕二  
TEL: 03-4233-8330

「訂正」 「規約一部変更及び役員選任に関するお知らせ」の一部訂正に関するお知らせ

エネクス・インフラ投資法人が、2024年1月19付で公表しました「規約一部変更及び役員選任に関するお知らせ」における添付資料の記載内容の一部について下記の通り訂正いたします。

記

1. 訂正箇所

「第4回投資主総会招集ご通知」12ページ  
投資主総会参考書類  
参考事項

2. 訂正事項

(1) 【訂正前】(下線部分は訂正部分を示します)

本投資主総会に提出される議案のうち相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれにも投資信託及び投資法人に関する法律第93条第1項及び本投資法人の現行規約第17条に定める「みなし賛成」の規定は適用されません。また、本投資法人の現行規約第17条第3項に定める議案については、所定の手続に基づいて、一定の資格要件を備えた少数投資主が、当該議案に反対である旨を本投資法人に通知した場合、当該議案については同条に定める「みなし賛成」の規定は適用されません。

なお、上記の第1号議案から第5号議案までの各議案については、いずれも相反する趣旨の議案には該当しておりません。また、本投資法人の現行規約第17条第3項が適用される第2号議案から第5号議案までの各議案につきましては、2024年1月15日現在、同項所定の要件を満たす少数投資主から当該議案に反対である旨の通知はなされておりません。2024年1月15日から2週間以内に同項所定の要件を満たす少数投資主から第2号議案から第5号議案までの各議案に反対である旨の通知がなされた場合には、当該議案について「みなし賛成」の規定は適用されないこととなります。当該期間に同項所定の要件を満たす少数投資主から第2号議案から第5号議案までの各議案に反対である旨の通知がなされた場合には、その旨及び当該議案について「みなし賛成」の規定は適用されない旨を本投資法人ウェブサイト(<https://enexinfra.com/ja/ir/meeting.html>)に掲載いたします。

(2) 【訂正後】(下線部分は訂正部分を示します)

本投資主総会に提出される議案のうち相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれにも投資信託及び投資法人に関する法律第93条第1項及び本投資法人の現行規約第17条に定める「みなし賛成」の規定は適用されません。また、本投資法人の現行規約第17条第3項に定める議案については、所定の手続に基づいて、一定の資格要件を備えた少数投資主が、当該議案に反対である旨を本投資法人に通知した場合、当該議案については同条に定める「みなし賛成」の規定は適用されません。

なお、上記の第1号議案から第5号議案までの各議案については、いずれも相反する趣旨の議案には該



当しておりません。また、本投資法人の現行規約第 17 条第 3 項が適用される第 2 号議案から第 5 号議案までの各議案につきましては、2024 年 1 月 19 日現在、同項所定の要件を満たす少数投資主から当該議案に反対である旨の通知はなされておられません。2024 年 1 月 19 日から 2 週間以内に同項所定の要件を満たす少数投資主から第 2 号議案から第 5 号議案までの各議案に反対である旨の通知がなされた場合には、当該議案について「みなし賛成」の規定は適用されないこととなります。当該期間に同項所定の要件を満たす少数投資主から第 2 号議案から第 5 号議案までの各議案に反対である旨の通知がなされた場合には、その旨及び当該議案について「みなし賛成」の規定は適用されない旨を本投資法人ウェブサイト (<https://enexinfra.com/ja/ir/meeting.html>) に掲載いたします。

以上